

会場型講習会等開催ガイドライン（新型コロナウイルス等の感染症対策）

2020年7月

改定 2021年9月

改定 2022年7月

改定 2023年4月

公益社団法人日本診療放射線技師会

* 2023年4月の改定箇所を赤で示す。

1. 本ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において示されている今後の持続的な対策を見据え、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月14日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）を参考に、本会主催の会場型講習会等の開催において、新型コロナウイルス感染症の感染防止のための取組を進めるために作成したものである。

このほど、令和5年2月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部決定にて発出された「マスク着用の考え方の見直し等について」において、マスク着用は個人の判断に委ねられた。また、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針令和2年3月28日（令和5年2月10日変更）（以下、「基本的対処方針」）においては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」（令和5年1月27日厚生科学審議会感染症部会）を踏まえ、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける方針が示されている。

これらを踏まえ、日本診療放射線技師会（本会）では、感染対策を緩和する方針で本ガイドライン内容について見直しを行った。今回の本ガイドラインの変更では、本会は医療職者として基本的感染対策を行い、本会等が開催する講習会において、感染症等を広げないことを目的とする。

ただし、前述の基本的対処方針に示された通り、医療がひっ迫するなど、それ以上の感染拡大が生じた場合には、強い行動制限を求めることもある。

2. 講習会等の開催にあたって

本会主催の講習会等を開催するにあたっては、実技、試験を伴わないものについては、Web開催を強く奨励する。

会場型で開催する場合は、下記の基準を満たしていることを原則とする。

- (1) 開催地で緊急事態宣言が出されていないこと。
- (2) 開催地の都道府県(診療)技師会の同意が得られていること。
- (3) 会場の使用基準を満たすこと。

都道府県(診療)放射線技師会および他団体との共催事業については共催団体と協議のうえ、安全を第一に開催方法を決定する。

開催を計画した後であっても、本会の「主催・共催の講習会等中止の基準」により開催を中止することがある。

3. 感染防止のための基本的な考え方

基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策に基づき対応することが重要である。また、「基本的対処方針」（令和5年2月10日変更）では、マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本としているが、本会等が開催する講習会の受講者は病院等で勤務する診療放射線技師であることを念頭に、留意点を次のとおりとする。

- (1) 「基本的対処方針」に基づく基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行を実施する。
- (2) 講習会場内においては、マスク着用を推奨する。
- (3) 感染防止のための受講者等の発熱、またはその他の感冒様症状（咳、鼻汁、倦怠感など）及び体調不良を認める者の入室制限を求める場合がある。
- (4) 会場の換気（可能であれば2方向の窓を同時に開ける）
- (5) 手洗い、咳エチケットの推奨

なお、(1)の「密」とは、感染を拡大させるリスクや、クラスター（患者集

団) 発生リスクを高める3つの条件、①換気の悪い密閉空間、②多くの人の密集する場所、③近距離での会話や発声がおこなわれる密接場面のいわゆる「三つの密」をいう。

4. 講師、スタッフおよび受講者について

(1) 感染症状がある場合等の対応

新型コロナウイルスに限らず、感染症等による症状がある者、感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、参加を控えることを推奨する。(*注意：感染症による不参加でも受講費用の返金はありません。)

(2) 所属施設の規程に従うこと。

5. 開催者が講じるべき具体的な対策

(1) 開催前～

①会場で食事を行う場合は黙食をアナウンスすること。

②可能な限り、密にならないように配慮すること。

(2) 講習中

①講師、スタッフおよび、受講者はマスク着用を推奨する。

②実習時はできる限り距離をとる、または、密集しないような実習を心がけること。実習中は受講生同士の会話時はマスクを着用するようにする。

(3) その他

開催時点での行政等の指示に従い必要な変更を行うこと。

5. その他

まん延防止等重点措置やその他の発令された中での講習会等を開催するにあたっては、安全を第一に考え、慎重かつ柔軟に対応すること。

以上